

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の  
一部を改正する省令」の公布について  
計4枚（本紙を除く）

Vol.1318

令和6年10月9日

厚生労働省老健局 高齢者支援課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先

TEL : 03-5253-1111(内線 3971)

FAX : 03-3595-3670

老発 1009 第 2 号  
令和 6 年 10 月 9 日

各 都道府県知事 殿  
市 町 村 長

厚生労働省老健局長  
( 公印省略 )

「老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の  
公布について（通知）

老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 135 号。以下「改正省令」という。）については、10 月 3 日に別添のとおり公布され、同日施行することとされたところです。

改正の趣旨及び内容は、下記のとおりですので、十分御了知の上、管内の関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

- 老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）に規定する介護サービス事業者が都道府県知事へ報告すべき事項について、高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進の観点から、所要の改正を行う。
- あわせて、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和 4 年 12 月 20 日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、介護保険法に規定する混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員について、当該事業が行われる特定施設の入居定員の 7 割以内とされていいるところ、地域の実情に応じて設定することができるよう、所要の改正を行う。

第 2 改正の内容

- ① 老人福祉法施行規則の一部改正
  - 老人福祉法施行規則別表に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事に報告すべき事項に、以下の事項を追加する。
    - ・ 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況
    - ・ 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為の適正化のための取組の状況
    - ・ 安全管理及び衛生管理のための取組の状況
- ② 介護保険法施行規則の一部改正
  - 介護保険法施行規則別表第二に規定する介護サービス事業者が都道府県知事に報告

すべき事項のうち、全てのサービスにおいて報告すべき共通事項として、以下の事項を追加する。

- ・ 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況
- ・ 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為等の適正化のための取組の状況

- 介護保険法施行規則第 126 条の 5 に規定する混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員は、当該事業が行われる特定施設の入居定員に当該特定施設における要介護者の入居実態を踏まえ、地域の実情に応じて都道府県が定める割合を乗じて得た数とする。

### 第3 施行期日

改正省令は、公布の日（令和 6 年 10 月 3 日）から施行する。

	改 正 後	(大都市の特例)
	第二十三条　令第十三条第一項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第二項及び第三条第一項、第二十二条の二から第二十二条の四まで及び別表第九号中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の長」と読み替えるものとする。	第二十三条　令第十三条第一項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第二項及び第三条第一項、第二十二条の二から第二十二条の四まで及び別表第六号中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の長」と読み替えるものとする。
九 (略)	第二十四条　令第十三条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第二項、第三条第一項、第二十二条の二から第二十二条の四まで及び別表第九号中「都道府県知事」とあるのは、「中核市の長」と読み替えるものとする。	第二十四条　令第十三条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第二項、第三条第一項、第二十二条の二から第二十二条の四まで及び別表第六号中「都道府県知事」とあるのは、「中核市の長」と読み替えるものとする。
八 状況 (略)	六 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況 七 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為の適正化のための取組の状況 八 安全管理及び衛生管理のための取組の状況	六 (新設) 六 (新設) 六 (新設)
六 (略)	六 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況 七 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為の適正化のための取組の状況 八 安全管理及び衛生管理のための取組の状況	六 (新設) 六 (新設) 六 (新設)

## 附 則